

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月27日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略) (1)―(4) (略) (5) <u>本部</u> 大阪広域水道企業団水道企業 団条例（平成23年大阪広域水道企業団条 例第2号）第4条に規定する部（次号 に規定する出先機関を除く。）をいう。 (6) (略) (7) 所属 <u>本部</u>及び出先機関をいう。 (8)―(11) (略)</p> <p>第7条 (略) (1) <u>本部</u> システム所管課の長及びシス テム利用所属の長が指名する者 (2) (略) 2―4 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)―(4) (略) (5) <u>本庁</u> 大阪広域水道企業団水道企業 団条例（平成23年大阪広域水道企業団条 例第2号）第4条に規定する部（次号 に規定する出先機関を除く。）をいう。 (6) (略) (7) 所属 <u>本庁</u>及び出先機関をいう。 (8)―(11) (略)</p> <p>第7条 (略) (1) <u>本庁</u> システム所管課の長及びシス テム利用所属の長が指名する者 (2) (略) 2―4 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から実施する。